



SDGs 未来都市 **こまき**
こども夢・チャレンジNo.1都市宣言のまち

6/1~受付開始
**結婚新生活を
応援!**

新生活をスタートするための費用を補助します。

対象世帯

- ・令和8年1月1日～令和9年3月12日に婚姻した夫婦
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ・令和7年中の夫婦の所得合計額が500万円未満 など

対象経費

令和8年4月1日～令和9年3月12日に婚姻を機に支払った費用（住宅購入費、賃借料(3か月分)、引越し費用など）

補助上限

- ・夫婦ともに29歳以下の世帯：60万円
- ・上記以外の世帯：30万円



詳しくはこちら▲

※予算に限りがあります。

※申請を希望される方は事前にご相談ください。

※補助金の受給には、市が定める講座の受講などを行っていただく必要があります。

問合先 小牧市 こども未来部 出会い・結婚支援室（本庁舎2階）
☎ 0568-39-5572 ☒ kekkonshien@city.komaki.lg.jp

小牧市結婚新生活支援補助金（令和8年度）対象 セルフチェックシート

以下の要件にすべて当てはまる方は、補助対象となる可能性があります。

	項目	チェック													
対象世帯	令和8年1月1日から令和9年3月12日までの間に婚姻届を提出し、受理されている。														
	婚姻届を提出した日における年齢が、夫婦ともに39歳以下である。														
	申請対象となる住宅が小牧市内にある。														
	夫婦ともに申請対象の住宅の所在地に住民登録をしている。														
	令和7年における夫婦の所得を合算した額が500万円未満である。														
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">●所得金額</td> <td>1 夫</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>2 妻</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">●貸与型奨学金返済額 ※令和7年における貸与型奨学金の年間返済額</td> <td>3 夫</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>4 妻</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">夫婦の所得の合計（1+2-3-4）</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	●所得金額	1 夫	円	2 妻	円	●貸与型奨学金返済額 ※令和7年における貸与型奨学金の年間返済額	3 夫	円	4 妻	円	夫婦の所得の合計（1+2-3-4）		円	
	●所得金額		1 夫	円											
		2 妻	円												
	●貸与型奨学金返済額 ※令和7年における貸与型奨学金の年間返済額	3 夫	円												
		4 妻	円												
夫婦の所得の合計（1+2-3-4）		円													
<p>（所得金額の確認方法）</p> <p>○ 勤務先を通じて住民税を納付する方 ⇒市民税・県民税の決定・変更通知書の「総所得金額」 給与所得のみの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」でも確認できます。</p> <p>○ 上記以外の方 ⇒市民税・県民税の納税通知書の総所得と他の所得（分離譲渡所得など）の合計</p> <p>○ 所得額が不明な場合は、課税課で発行する所得証明書で確認できます。</p>															
夫婦ともに、市税を滞納していない。															
夫婦ともに、申請日以後も市内に住み続ける意思がある。															
夫婦ともに、過去に結婚新生活支援補助金を受けたことがない。															
小牧市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではない。															
対象経費	住居費用（住宅購入費、賃借料）、リフォーム費用及び引っ越し費用は、令和8年4月1日から令和9年3月12日までに支払ったものである。														
	住宅やリフォームについて、婚姻前に取得・契約したものは、取得日・契約日が婚姻日から遡って1年以内である。														
	費用の支払いは夫婦のいずれかである。														
	住宅やリフォーム、賃借に関する契約名義は夫婦のいずれかである。														
講座の受講	<p>下記4項目いずれかを夫婦ともに実施し、申込フォームで回答した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフデザイン支援講座の受講 ・プレコンセプションケアに関する講座の受講 ・医療機関への妊娠・出産に関する相談 ・共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む）の受講 														